

日米地位協定の見直しを求める意見書

我が国には、日米安全保障条約に基づく日米地位協定によって、全国に130施設の米軍基地がありますが、その多くが住宅地域に近接し、米軍機の低空飛行による騒音被害など、米軍基地に起因する事件・事故・環境問題が住民生活に多大な影響を及ぼしています。

この現状から国民の生命・財産と人権を守るためには、施設の提供や米軍の活動、米軍人の法的地位等について規定している日米地位協定の見直しを行う必要がありますが、1960年の締結以来、これまで一度も改正されていません。ドイツやイタリアでは米軍の活動にも国内法が適用され、米軍施設への立ち入り権、自治体と米軍の間に公式な協議機関もあるなど、他国と比べても我が国は同盟国以下の不平等な状況におかれています。

このような中、2015年の全国町村議長会では「日米地位協定の見直しを求める意見書」が全会一致で決議され、昨年7月には全国知事会も、日米地位協定を抜本的に見直すことを盛り込んだ「米軍基地負担に関する提言」を全会一致で採択しています。この提言は、訓練の事前情報提供、航空法や環境法令などの国内法の原則適用、事件・事故時の自治体職員による基地立ち入り調査の保障、騒音規制措置の運用、米軍基地の整理・縮小・返還の促進を求める内容となっています。

よって、政府におかれましては、全国町村議長会、全国知事会の総意を重く受け止め、公正・平等な日米両国の関係を維持するとともに、国民の生命・財産と人権を守るため、日米地位協定の見直しに取り組まれるよう強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成31年3月18日

大和郡山市議会

提出先 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、
防衛大臣